

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所1号機及び2号機 設計及び工事計画認可申請（使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等）【3】）」
2. 日時：令和5年3月31日（金）10時30分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部原子力発電部門燃料保全グループ チーフマネジャー※
他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料2-1 高浜発電所第1, 2号機審査資料 申請書記載内容に関する補足説明
- ・資料3 高浜発電所第1, 2号機審査資料 コメント整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	下城規制庁スズキです。本日は、高浜 12 号機の
0:00:08	使用済み燃料ピットを、
0:00:13	中性子吸収体等廃止の設工認のヒアリングを行います。
0:00:21	今日の資料は、あらかじめ、
0:00:26	関西電力から提出された資料の中で、
0:00:29	資料 2-1 と 3 を使って、申請書の記載等についての、
0:00:36	確認をしていきたいと思います。
0:00:40	関西電力の方から特段、
0:00:43	説明を、
0:00:45	したいところっていうのが、ないようであれば、我々、事前に読んでいますので、
0:00:52	確認から入っていききたいと思いますけどよろしいでしょうか。
0:00:59	はい。関西電力の吉良でございます。当こちらから得が特に説明は不要かと思っておりますので、上からお願いいたします。
0:01:09	原子炉規制庁鈴木です。では、
0:01:12	まず資料 3 の、
0:01:15	今日確認していくところは、
0:01:20	左側のナンバーでいう中を持ってページ 1010 番、それから、裏ページ、111213 この四つになります。
0:01:32	それ以外の、
0:01:35	6 番から 9 番のところについて、ごめんなさい
0:01:41	今日は 5 番もありますね。
0:01:45	5 番も今日は確認していきます。
0:01:48	それ以外の 6 番から 9 番については、来週火曜日、4、4 月 4 日に予定しているヒアリングの方で、
0:01:59	確認をしていきますでは、まずですね、
0:02:06	10 番の、
0:02:08	制御棒クラスターのうち計測制御系統施設と兼用してないものが、
0:02:15	燃料、
0:02:18	核燃料貯蔵施設側の方で、
0:02:23	存在され、存在しているという関西電力の説明がこれまでありましたので、それが本申請でどう扱われているのか、要するにもともと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:34	申請の中で説明をされていて、今回の申請ではそれをなく廃止するという方向にいくと思いますので、その廃止の状況が見え、どういうふうに見えるのかというところの、
0:02:47	確認を、前回のヒアリング、3月、
0:02:53	8日でしたかね、で、
0:02:56	確認をしたところ、その回答があったというところですので、
0:03:05	資料、資料2-1の、
0:03:13	2ページの下から3ページに掛けて、説明はされていますけど、
0:03:20	実際の内容は、
0:03:24	同じ資料の14ページ15ページの別紙6と16ページの別紙7に、
0:03:32	説明が、
0:03:35	ありますんで、
0:03:36	まず別紙6の中の15ページなんですけれども、
0:03:46	15ページの、市を挙げ開けて、次の段落、のところなんですけれども、
0:03:54	もともとの既認可、新規制基準適合性、
0:04:00	認可申請の際に、どういうことを意図していたかというところが説明されています。
0:04:08	この中の、
0:04:12	計測制御系統施設と兼用してる40ハツタに加えて、
0:04:18	使用済み燃料ピット情報している制御棒クラスタの使用もしくは使用済み燃料ピット用中性子吸収防集体の
0:04:26	追加購入による必要数を満足させるという、この中の、
0:04:31	使用済み燃料ピットに貯蔵している制御棒クラスタの使用これが、計測制御系統施設と兼用はしていない核燃料貯蔵、
0:04:41	施設側、専用の制御棒クラスタのことを、
0:04:46	指していると認識してますけれども、
0:04:50	まず、
0:04:52	規制庁側の認識としましてはやはり、
0:04:55	新規制基準適合性審査既認可の中の申請においては、基本設計方針記載の、
0:05:03	制御棒クラスターというところに特段書き分けがなく、
0:05:08	本文の中では、計測制御系統施設と兼用している。
0:05:14	制御棒クラスターが兼用リストに書いてあるだけです、それ以外の制御棒クラスターは読み取れないということで、
0:05:24	既認可の内容には含まれていないというふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:29	認識してまして、
0:05:33	これについては、検査の方も同じであるということで、基本設計方針適合性検査の対象にしていなと。
0:05:43	いうふうに、
0:05:46	検査側の方も同じ認識を持っています。
0:05:50	それで前回の審査会合 2 月 16 日の審査会合で関西電力から、基本設計方針適合検査確認済みであるというそういう発言が、
0:06:02	ありましたので、それ以降改めて検査官が高浜発電所に出向きまして、
0:06:09	基本設計方針検査の中で、
0:06:13	をサンプリング対象とし、しました機能施設設備、そういったものに含まれてい。
0:06:20	いないかどうかということを確認したところ、やはり含まれていないと。
0:06:26	いうことで
0:06:29	手続きにおいても、確認においても、
0:06:33	計測制御系統施設と兼用していない制御棒クラスターというものは、規制側の方では、手続き認識はないと、そういうことに、
0:06:46	なりました。これはその事実だけをお伝えします。
0:06:51	一方で、
0:06:52	使用済み、中性子使用済み燃料ピット用中性子吸収防集合体の追加購入により必要数を満足させると。
0:07:02	ここにつきましては、前回の審査会合でも私から、こういうつもりで認可をとっていたということでよろしいかとお聞きしたところですので、
0:07:15	そこにつきましては認識がありますけれども、これも審査会合の場でも言いましたけれども、使用済み燃料ピット中性子吸収募集体は、
0:07:25	基本設計方針の適合性検査、
0:07:29	というものは受検していないということですので、
0:07:34	結果的に、現状、規制庁として認識しているのは、
0:07:40	使用済み燃料ピットには、計測制御系統施設と兼用している 48 個の制御棒クラスター、これしかない。
0:07:48	そういうふうに思っています。で、その上で関西電力として、いやここについては、規制庁と認識が違うという意見であれば、
0:08:01	そこについては審査会合の場で、各サイドを確認をしていくしかないかなというふうに思いますけれども、一方で、
0:08:11	実際に計測制御系統施設と兼用してる 48 個の制御棒クラスターのみで、現状、臨界防止、達成にですね、何かしら

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:26	達成できない状況みたいなものが、
0:08:31	顕在化する可能性があるのかどうかというところは、
0:08:37	再度説明をしてもらいたいと思っています。で、今回の申請においてその顕在化する前に、
0:08:47	そこを是正できるということで、
0:08:49	あるということであればそういった自制も含めて、再度説明をお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。
0:09:00	関西電力の石田でございます。ちょっと説明させていただきたいと思います。まず検査課さんとの当社との認識なんですけれども、鈴木さんがおっしゃったように、検査課は、抜き取り対象としては、
0:09:15	されていません。それに対して前回能勢私の説明が不十分だったと思ってます大変申し訳ありません。
0:09:22	ただ、検査としては全体として、
0:09:26	受検しているというのが当社のまず認識でございます。
0:09:30	今から一つ目ですね、もう1点あと現状、
0:09:35	委員会に使用しているやつが、体数がございましてそれが94、4台ということでございますので、今の鈴木さんのご認識で、イエイ
0:09:47	ということになりますと、未臨界の維持ができないことになりますので、影響があるというのが私どもの今の考えです。
0:09:55	なので私どもとしては検査は、まず、
0:09:58	関西支社の検査は、
0:10:00	確実に実施していますので、それを全体として、規制庁さんの検査で、抜き取りはなかったんですけど、見ていただいているというのが認識でございます。
0:10:12	原子力規制庁スズキですまず、未臨界の維持というか臨界防止といたしますか。
0:10:19	この観点で、
0:10:22	現状を必要としているのは90、何個だという話がありましたけれども、その現状と言っているのは、まさに今この瞬間であって、
0:10:34	使用済み燃料ピットから、
0:10:38	炉心側に新燃料を炉心を組むために、
0:10:44	持ち出す前の現状使用、新燃料を使用済み燃料ピットに沈み込ませている状態において、
0:10:52	制御棒クラスタ48個だけでは、
0:10:56	臨界を防止できない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:59	恐れがあると、そういうことですか。
0:11:04	関西電力の石田です。基本的にはそれでいいんですけども、94 体使用というのは検査時点の仕様数になります。
0:11:14	以上です。
0:11:15	原子力規制庁スズキです検査時点っていうのが、まず、具体の、
0:11:20	年月日としてどのあたりのことを言っていて、その時点ということはそれ以降何かしら状況が変化しているということですか。
0:11:39	すいません。配置替えの都度この数字は変わるものなので、
0:11:47	2021 年の一番スイカ
0:11:49	年検査時点は 2021 年度、
0:11:52	1 月、1 月 5 日、1 月 5 日のお話になります。
0:11:59	現状規制庁すぎるそうするとそれ以降に、
0:12:02	使用済み燃料ピットの中の中で、新燃料と使用済み燃料のラックの入れ替え等をもうすでに行っていてその状況は変わっているとそういうことですか。
0:12:16	その通りでございます、我々としては、機構に、のときにご説明してまず通り、現在、ピットにある 114 体、
0:12:27	この制御棒があれば、運用は可能というのが、
0:12:31	整理でございますが、すいません関西電力の古畑です。もう少しご説明しますと、今プールの中には、実態として 114 体の制御棒があります。
0:12:44	都築さん、先ほどご想像の通り、当時のその 2000 何年でしたっけ 10 検査したとき以降も、先ほど石田が言ったようにですね
0:12:55	田口校をその再稼働に向けてピットの中で、燃料の入れ替えであったり、次の炉心装荷に向けてのその内挿物の入れ替え作業というのをしています。
0:13:07	それを行うにあたって、現状我々の未臨界のプールの制限としてはですね 3 領域管理を守りつつ、ピットの中で燃料を移動させたり、
0:13:21	内挿物を入れ移動させないといけないという、そういう規制がかかっているという理解のもとでそれらの作業をやっているわけですけども、その作業をやるにあたっては、今、
0:13:32	プールの中に実在している 114 体のその制御棒クラスタ。
0:13:38	についてはその機能を期待するという形で、作業しているということでございます。
0:13:47	原子力規制庁スズキです。
0:13:50	実態はわかりましたので、あとは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:56	規制庁としては、県検査を含めてですね、48 個以外の制御棒クラスターがあるという認識は今し、
0:14:07	既認可の申請書の中では読み取れないということにおいて位置付けは変わりませんので、そこについては金申請の内容ではないですけれども、
0:14:21	改めて確認をし、していきたいと思っています。
0:14:26	そこについては事実事実ははっきりしましたのでそこまでにしたいと思えますけど規制庁側から何か。
0:14:34	追加で聞いておきたいことありますか。
0:15:09	現状規制庁スズキです。もう一度だけ聞きますけれども、
0:15:14	高浜発電所、
0:15:17	と、当庁の検査官の間においても、
0:15:21	制御棒クラスターの認識にずれがあるという状態で、
0:15:27	あるのかどうかそこだけはっきりしておきたいんですけども。
0:15:32	関西電力の石田でございます。高浜発電所で検査官の方とのお話の中では、検査として全体を関西電力がやってるのはご確認いただいて、
0:15:45	規制庁さん側が抜き取りをしたかどうかというのに関しては、伊奈であるというのを確認いただいていると認識でございます。
0:15:56	原子力規制庁鈴木です。そこに関しては検査官の人シキイを関西電力としてそう受けとめたということだけですので、検査官の認識自体はこちらの、
0:16:08	意見通りですのでそこはずれがあるということが確認できましたので、これ以降、本申請の審査ではないですけれども、その前提がどうなっているかということと、
0:16:22	手続きが適切かどうかという観点で、今後また確認を進めていきたいと思えます。ここは以上にします。
0:16:36	続けてですね、
0:16:44	11 番と 12 番なんですけれども、
0:16:49	まず 11 番の、
0:16:53	26 条に関する記載ですね、
0:17:00	資料 2-1 の、
0:17:05	1 ページの下側のところ、それから、
0:17:09	2 ページの真ん中にかけてのところですね、具体的な話というのは、
0:17:27	7 ページ、
0:17:32	の別紙 3 のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:37	ここの、
0:17:39	69条1項の記載の仕方、純水冠水状態においてという記載と、
0:17:46	26条が言っている、書き方が若干違うところについては
0:17:54	記載の書き方の違いはあるけれども、
0:17:57	技術的な表現している内容は、
0:18:03	変わらないというふうに
0:18:05	うち、規制庁としても認識はしてるので
0:18:08	書き分けではなく、表記の仕方が違うだけだということで、認識しました。
0:18:15	それから、12番の69条1項に関する、
0:18:22	具体設備の記載ですね、同じ7ページのところで、
0:18:32	可搬型た
0:18:37	ごめんなさい、ちょっとそこ
0:18:54	99ページですねごめんなさい。9ページ。
0:18:59	9ページの、おー、
0:19:03	真ん中の赤枠で左側の赤枠で示しているところで、
0:19:11	実効増倍率は不確定性も含めて、0.98以下で臨界を防止できる設計、このところで、
0:19:19	可搬型代替注水設備による冷却及び水位確保により、石津峰のピットの金を維持していう、このところで具体設備を、
0:19:31	許可側の方では、許可の本文の方では、特段書いてなかったけれども、なぜここを具体的に書きますかというところのを、
0:19:43	確認をしましたけれども、ここについては、新規制の時に、
0:19:49	そう書いて許可に整合するという説明をしているので、特段、許可と変わらないという認識ですというのが下、
0:19:59	関西電力からの答えだと。
0:20:02	理解しましたので、そこについては今回も
0:20:07	許可との整合は変わらないという説明になるかと思しますので、そういう認識で特段、
0:20:17	具体設備の記載については了解いたしました。
0:20:25	それから、
0:20:30	すいません関西電力の小橋でございます。
0:20:33	すいません今おっしゃっていただいたところで念のため確認させていただければと思います。今の7ページのところで、我々

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:43	今回その具体的な個別設備を削除というところで、資料作成させていただきましても、その部分は、許可との整合というところでそのまま、
0:20:56	の記載に、削除するのではなく、そのままの記載にしておくという方向で今ご説明いただいたという理解でよろしかったでしょうか。
0:21:09	原子力規制庁スズキです。1 ページの終わりから 2 ページにかけては、
0:21:17	具体設備のところは、
0:21:25	許可等を同じように書いてあるというそういう説明だったと思ったんですけれども。
0:21:31	今回これ削除スルーことにされたんですかね。
0:21:40	関西電力の土橋でございます。前回のヒアリングでいただいたご意見を踏まえて割れとしては削除した方がいいのかなというところで、今回資料を作成させていただいたものでございます。
0:21:52	原子炉規制庁鈴木です。そうすると、
0:21:56	今回、そこで場所を移して、具体設備を削除することになるっていうことは、改めて許可との整合について、
0:22:06	説明を加えていただくことになるという理解でよろしいですか。
0:22:18	あ、すみません、関西電力の土橋でございます。たびたび申し訳ございません。そういった主ではございませんので、許可との整合を踏まえましてこの部分はそのままの記載、削除するのではなく、
0:22:32	許可との整合等を踏まえて、今日と同じような記載にさせていただきたいと考えております。
0:22:40	7 ページの主
0:22:45	な原子炉規制庁鈴木です。7 ページの記載は、
0:22:54	変更前、既工事計画のところを、
0:23:02	もともとの冷却塔の設備に関連する部分から、
0:23:09	燃料貯蔵設備のところの頭書きのところに移してきましたというところで、
0:23:15	移してきたときに、具体の冷却、
0:23:22	注水設備、
0:23:24	の話というのはそのまま残してるという、主張だったのかなと思ってたんですけど。
0:23:31	ここに移してきたので具体の設備の話は、削除して実効増倍率がコンマ 98 以下で臨界を防止できる設計にするという、その部分だけに、
0:23:47	今回直すというそういうことを今言われた。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:51	どういう理解でよろしいですか。
0:23:55	はい。関西電力の議案でございます。今、鈴木さんからご説明いただいた通りのことの認識で大丈夫でございます。
0:24:02	9 ページの具体的な設備の部分ですから、2 ポツの、
0:24:07	燃料貯蔵設備の方にそのまま文章を移した際に、こちらに個別の設備が書いてあるのはちょっと違和感がありますよねというお話だったかと思しますので、今回場所を移すにあたって、
0:24:20	周りのトーンを合わせようと考えておりましたところですが、ちょっと当委員会の委員会の内容と一致させるということになりますので場所だけを移してそのまま
0:24:31	個別の具体的な設備についても、残すというような方向で考えております。
0:24:38	規制庁鈴木です。ということは、
0:24:42	既認可、新規制基準適合性の申請をされたときの許可との整合の説明資料。
0:24:50	に書いてある許可整合のす、説明と、
0:24:54	変わらないので、特段許可との整合性に関する説明資料については、
0:25:00	今回はそこは出さないという、そういう、
0:25:05	つもりでいるということよろしいでしょうか。
0:25:11	関西電力の伴でございます。その通りでございます。
0:25:16	規制庁スズキです。わかりました。すいません。今私が逆に、
0:25:22	設備を残すということで読みましたということで資料は、設備をとるっていうふうにもともと書いてあったんだけど、残すことに、また、
0:25:33	戻しますという、
0:25:35	ことになるな資料はまた差し変わるということですか。
0:25:39	関西電力の平尾でござい。ちょっとこの通りでございます。こちらの記載も、具体的な設備を残すような資料に差し替えさせていただきたいと思っております。
0:25:48	規制庁鈴木です。わかりました資料は、荒田改めてまた提出をお願いします。
0:25:57	では続けて、
0:26:03	13 番。
0:26:04	んですね。ここは
0:26:07	5 番と同じですね。
0:26:11	その内容について

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:17	許可、許可のときのテンパ紙に書いた。
0:26:21	評価パラメーター、評価パラメータっていうか、
0:26:25	条件のバランス条件設定するパラメーター、
0:26:29	と、その条件設定。
0:26:32	さらに不確かさを、の考え方。
0:26:37	そういったものを、今回の申請の中でどのように記載していくかというところをですけれども、
0:26:50	資料 2-1 で言うと、
0:26:56	13 ページ。
0:26:58	の、
0:27:03	別紙 5、
0:27:04	ここの、
0:27:08	これは金申請の添付資料 2 の中の、
0:27:12	2 ポツ両括弧 2 計算方法。
0:27:16	ゴコウの柱書。
0:27:19	に、この赤若生を追加すると、こういう説明かと認識しています。
0:27:27	で、
0:27:28	その内容を丸ごと持ってこられるっていうところについては、
0:27:36	異論はないと思っているんですけども、前回のヒアリングの際にもちよっと聞きましたけれども、
0:27:45	この 13 ページの一番下に、
0:27:47	ちょっと略以下略になってるのでわかりにくいですところに、
0:27:52	ポツで計算体系というのがあって、
0:27:57	実際の申請書では、
0:28:03	続いてbポツで、
0:28:07	設定パラメーター、
0:28:10	等の説明があってCポツで計算条件の説明が、
0:28:15	あるかと思えますんで、
0:28:18	まずbポツの計算パラメータ設定するパラメーターのですね。
0:28:24	説明の項目があるんだけど、そこには、パラメーターの説明をせずに、
0:28:32	両括弧に全体の柱書きのところ、
0:28:38	いるというところが、この
0:28:42	13 ページの説明では、Bポツをやめてここに持ってくるってことは特段書いてないのでBポツも残したままなのかなと思うんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:51	一方でBポツには、
0:28:54	今、
0:28:55	柱書入れますと言ってる内容のパラメーターとそれについての基本ケース不確かさケースの条件っていうのが、
0:29:04	第2表に示すというふうに書いてあって、許可のときによく示されていた表がずらっと一覧で載っているんですけども、そこは何か重複してる感じがあってですね。
0:29:16	何でここを
0:29:20	校長、猪勸善懲悪じゃないですけど、
0:29:24	ほぼほぼ重複するような記載を、
0:29:28	しようとしているのかっていうところがちょっとよくわからない。
0:29:32	それから、
0:29:43	ポツの計算体系の、
0:29:47	話の、
0:29:49	ところと、
0:29:52	今回のbポツもしくは柱書、
0:29:56	の部分ですね、ここを
0:29:59	書き分ける。
0:30:02	というのが、どういう意味があるのか、例えば体系って言っているのは、まさに、どんな寸法のものがどんなふうにありますよみたいな。
0:30:12	ことだけを言おうと。
0:30:15	しているのか、その辺がちょっとよくわからないので、
0:30:21	この
0:30:23	資料2-1の13ページで、
0:30:25	もうちょっとこの先も含めてどのように書こうと思っているのかっていうのを、
0:30:31	改めて説明をしてもらえますか。
0:30:46	すいません関西電力の富樫でございます。
0:30:49	今おっしゃっていただいた通りのやり方をしましてまず、計算方法の下、直下のところに大方針として、どっかの添付資料8で書いてあります。条件。
0:31:02	ずっと列挙させていただきましてこれに基づいて、以下、実際評価の体系であり、インプットな後となるパラメータの設定でありということに、
0:31:14	これらの両方がそれぞれ具体化されて散らばっていったらいいというような、そういう整理をしております、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:22	この中の例えば、
0:31:26	すいません、13 ページの
0:31:30	今回追加した赤枠で囲ってございますナカノ、
0:31:33	1 ポツ目の情報プロジェクトが最も高い、取替燃料が浸透して全すべてのラックに貯蔵された状態っていうような情報については、
0:31:45	ポツの計算体系の中に出てきますし、それ以外のものについても、それぞれこの今の中で、
0:31:56	表がその中でもうちょっと、
0:31:58	具体的な条件として設定しておりますけれども、そういったところで、許可の大方針をまずはこの計算法とかで
0:32:09	再掲という形で記載させていただいてそれに基づいて展開していくと、そういうような構成かな構成がわかりやすいのかなというところで、今このようなご提案とさせていただいております。
0:32:22	規制庁鈴木です。
0:32:26	もう少し、
0:32:29	上空の箇所があるかなと思う。今の説明だと、重複の箇所があるかなって具体的に言うんですけどね。
0:32:37	bポツのタイトルで言いますけど、未臨界計算コードインプットの元となるパラメータの設定というのがBポツで、
0:32:48	実際にはそこは、
0:32:50	計算条件の設定までやっているんで、Cポツの計算条件の設定のところと、そこも重複してる気がするんですけども、
0:33:00	まず、bポツの中で、インプットデータの元となるパラメータを設定するという説明があってそれは、フローチャート2の、
0:33:12	とってやりますというふうに書いてあって、
0:33:15	フローチャートの一番トップのところ計算行動のインプットのデータもとなるパラメータを特定しますという、
0:33:24	枠があってですね、そのところ、これから特定SIMMERすというふうに言っているけれども、柱書のところ、ところではすでに主要なパラメータが、
0:33:35	列記されていて、何か説明の順番が違うのかなって。
0:33:40	思ったんですけど、
0:33:42	先ほどの関西電力の説明だと、まずテンパチの記載を柱書きにしたらそのあとの次のステップを、ポツbポツcポツでやっていきますっていうふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:53	言ったように聞こえたんですけどちょっとそこも順番が違うかなって気がするんですが、
0:33:59	いかがですか。
0:34:11	すいません。関西電力土橋でございます。少々お待ちください。
0:34:16	社長スズキですわかりました
0:34:18	活動する際声掛けしてください。
0:35:15	すいません関西電力の富樫でございます。我々としてはこちらの資料で許可、設置許可の時も同様の資料でご説明させていただいたというところの経緯もございますので、そちらの資料との
0:35:29	整合も踏まえてですね、できるだけその構成を変えずに、作成させていただいたつもりでございます、重複している分には
0:35:41	あまり情報としては多い方なので、問題ないのかなというところもあるんですけど、
0:35:49	やはり億劫。
0:35:51	は削除すべしというそういうご意見でしょうか。規制庁鈴木です。重複削除すべきというところまでは言わないんですけど、
0:36:01	今回の評価自体は、
0:36:06	そのパラメーターの選定から、パラメータの基本ケースの条件設定不確かさのケースの選定まで含めて、
0:36:16	非常に難しくてですね、
0:36:19	許可のときの、まとめ資料補足説明資料も結構、
0:36:27	バラバラに説明している感じがあるので、
0:36:30	この設工認のこの添付資料 2 の中でしっかり体系立てた記載で一通り、
0:36:38	第三者が読んでも、頭から読んでいけばわかるようにまとめていただけるのかなと思ってたんですけど、
0:36:48	ちょっと今みたいに重複があっても順番が逆でもとかって話を抱え変えてしまうと、実際に審査に関わった人しか、
0:36:58	後から読んでもわからないって資料になりそうで怖いなと思っていて、
0:37:04	そういった意味ではこれまでの、
0:37:08	評価の仕方とは変えているので、資料 2 の書き方も別に、これまでの書き方にこだわらず、変えて、しっかり説明ができ、
0:37:19	できてるような、第三者が読んでもわかるような資料にした方が、
0:37:24	いいのかなっていうのは個人的には思って、
0:37:27	しているところです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:29	どこまで手を加えるかってのはそれ関西電力次第なので、こうしろああしろっていうのを我々が添付資料なんと言うは事でもないと思ってるんですけれども、
0:37:41	関西電力の中でも、
0:37:44	人が変わってこれ何書いてあるかわかりませんって、
0:37:48	なるのもよろしくないかなというふうには思うので、最低限、順番にこういうふうにやってきましたっていう。
0:37:56	ところは、
0:38:00	整理した方が、
0:38:03	いいんじゃないかなというのが私の
0:38:08	感想というか、
0:38:10	といったところです。
0:38:20	ありがとうございます。関西電力の福原です。
0:38:24	杉さんお考えも
0:38:29	わかります。ちょっと一旦取らしていただいてですね私の考えでいきますと、やはり公認始まる前に、基本的に今日カーの内容をそのままきちんと正しく
0:38:45	後任に落とし込まれているかを見ますというふうにおっしゃられたのもあってですね我々としてはあまり言葉をいじらずに、そのまま持ってくる方が、
0:38:55	その審査の進め方のニーズに沿うのかなという思いもあってですね今回のような資料の構成、お出し方をさしていただいています。
0:39:06	ただ一方の方の見方、考え方として、やはりもう少しすっきりこなれた読みやすいこの方にも公認だけしっかり読んでわかるようになっていう、
0:39:17	いうところわかりますのでちょっと二つの内容というのがなかなかどうバランスとるか、入れない部分もありますから、そこはどうさせていただいたらいいのかなというのはちょっと内部でももう少し、
0:39:33	検討させていただければと思います。それと完全に、
0:39:38	うん。いやそんな一般的に、
0:39:43	この報告書の方を優先させすぎると、書いてる内容はちょっとこれ許可とこれ意味違ってきてませんかっていうようなので、少し難しい作業になるのかなと。
0:39:55	いうふうに感じているというのが今私の感想でございます。
0:39:59	規制庁鈴木です。はい。よろしいですか。規制庁鈴木です。
0:40:09	私の感想感想から言う、感想ですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:13	1件と言わないかんそうですねカンソウカ言いますと、
0:40:17	現状の申請書添付2のですね
0:40:22	2ポツの大規模漏えい時の使用済み燃料ピットの未臨界性評価というところで両括弧1で評価の基本方針っていうのが現状、
0:40:32	ありまして、
0:40:35	このところはまさに設置変更許可申請書テンパチで言っている。
0:40:42	内容なのかなあというふうに思っていて、そのところに、
0:40:50	方針考え方が示されて、
0:40:53	いればそのあとの、
0:40:56	現状の両括弧に計算方法、
0:41:01	のところですね、このところはまさに条件設定、具体こうしますっていう、
0:41:09	ことだけ流れが書いてあれば、
0:41:13	順番的にはおかしくないのかなっていうふうに思ってるんですけど。
0:41:18	途中で両括弧2のbポツで、
0:41:22	パラメータの選定のところの方、また説明が入ってしまうのでそこが重複感とか、順番の入れ替え的な間、順序がまた元に戻っちゃうっていうような、
0:41:35	ふうに感じるのかなあというふうに、感想を持っています。ちょっと、
0:41:41	私の感想だけですけれどもその辺含めて、
0:41:45	記載について、もう少しわかりやすくしていただけるのであればお願いしたいところです。
0:41:59	でよければ続いてですねもう少し、
0:42:02	関西電力のフナノでございます。
0:42:05	すいませんの、それとの感想の部分でございますけれども、2ポツの(1)の中に、こちら具体的な解析条件について明記すれば、
0:42:17	順番としてはおかしくないのではないかなというようなご意見だったと思いますけれども、ちょっと前回のヒアリングでの補正検討案の中でそのように明記させていただいていたんですけども、
0:42:31	その際もちょっと収まりのいい場所があるのではないかなというようなご意見をちょうだいしまして再度配置の場所を検討したものになるんですけども、
0:42:47	何といいますかこの2ポツの(1)の中に入れる臭い。
0:42:52	場合においてももうちょっと書き方を工夫した方が良いのではないかなといったようなご意見。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:58	と受け取ってよろしいでしょうかね。
0:43:04	規制庁鈴木です。
0:43:07	3月8日の
0:43:11	ヒアリング資料。
0:43:18	ここで入れられて、直接そのまま
0:43:22	入っていて、
0:43:26	その内容のところについて
0:43:30	分けた方がいいんじゃないかっていう言い方を、
0:43:34	したときには、
0:43:36	結局、
0:43:38	両括弧2の2ポツの話、B、Bポツですね。
0:43:43	のフローチャートの話もあるので、その辺を書き分けるのかなというふう に思ってたん、整理して、書き分けるのかなというふうに思ってたんです けど、そこは変えないということだったので、
0:43:58	結局まだ重複感が残っていて、その辺の書き分けを、
0:44:03	されるということで、されないということであれば、元に戻して、bポツの 方のパラメーターの選出だとかそういったところを、
0:44:15	削除すれば一応繋がるのかなっていうふうに代替案、代替案ちゃいけ ないですね、私の感想を述べたところですので、
0:44:25	結局テンパチの記載をどこに入れるか入れないかあっちこちって元に 戻りますよねって話よりかは私が前回申し上げたのは、
0:44:35	重複してるだとか順番が逆ですねってところをどう解消されるのか なっていうところを申し上げたつもりだったんですけど今回も、場所をち よっと移動しただけで、結局重複感とか順番が、
0:44:49	下は、順番が順序が逆になってるってところは変わっていないの で、
0:44:58	両括弧1のところ、戻して両括弧2の方から、
0:45:03	パラメータの選定だとかそういったのはもうなくしちゃって条件設定だけ にしたらどうですかっていうのが今私が言ったことですので、
0:45:11	セットで考えていただいた方が、私はわかりやすいんじゃないかなという ふうに思うんですけども。
0:45:18	いかがですか。
0:45:35	はい、関西電力の平野でございます。
0:45:38	今、(2)のケース、bポツの部分ですね、この中で不動に基づいてここか ら解析条件等を設定していきますよというような記載が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:50	今させていただいておりますけども、そうではなくて、こちらの部分に設定した結果を示して、(1)の2ポツの(1)の基本とする中でこのように、
0:46:04	解析条件というものを設定していきまして、その結果というものがこちらの添付8の記載条件の解析結果になりましたという、
0:46:14	というような、
0:46:17	記載をすると、そして(2)のABCに関しましてはその解析結果、解析体といえますかパラメータの設定結果のみを記載させていただければと。
0:46:30	何て言いますか、そうかもあまりなく、
0:46:33	ちょっと順番としても新しいような記載になるのかなあとっておりますけどもその間、各足でいかがでしょうか。市長スズキです
0:46:44	なかなか私の感想は伝わらないので具体的に言っちゃいますと、
0:46:49	添付資料2の8ページの第5図、
0:46:55	これの一番上の四角枠、これが重複と順番が逆になってるかなっていうところなので、
0:47:02	それがなければ、条件設定だけの話になりますよねってことを言ってます。
0:47:17	関西電力の富樫でございます。ありがとうございます。確認ですけれども、申請書の添付資料2-8の第5次の中に設定フローございますけれども、
0:47:29	この中の一番下の括弧⑤解析条件決定というところが、全部逆運転してるんじゃないかということと、この⑤の
0:47:41	枠をと消してしまえば、今の記載、今の数、配置でも、
0:47:48	特に東北とか、逆転現象がなくなるんじゃないかというそういう感想という認識でよろしかったでしょうか。規制庁鈴木です。私の言ったところは違っていフローチャートの一番上です。
0:48:03	一番上で、検討対象パラメータの整理ということで、インポートデータの元となるパラメータを特定しますっていうのがここに入っていると。
0:48:14	Bポツでパラメータの特定をやりましてことなんですけど、もうその前にテンパチの記載があれば、
0:48:21	主要パラメータもすでに特定されているので、重複と順番が逆っていうところが、
0:48:27	そこは一番何か違和感がありますよっていうところなんです。
0:48:53	安全をトガシでございます。ありがとうございます。失礼しました第5図の①の検討対象パラメータの整理という枠を削除して、
0:49:03	で、今書いてます。追加しようとしてます。添付資料8の解析条件。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:11	こちらを
0:49:13	頭だからその場合は、
0:49:17	その成長スズキですテンパチに書いてある内容は、
0:49:21	主要パラメーターですね、隣家実効増倍率を決定する主要なパラメーターが挙げられていて、
0:49:31	それについて、条件設定をどのようにするかというところと不確かさについてどう考えるかっていう考え方だけ書いてありますので、
0:49:42	テンパチの記載そのものには条件には書いてないんですよね。
0:49:48	ですからパラメーターの主要パラメータの選定を、
0:49:51	して、それをどういうふうにせん、条件設定していくか或いは不確かさを考えていくかっていうところが、前段に書かれているのであれば、
0:50:00	bポツのところ、
0:50:03	フローチャートでいう①のインプットデータの元となるパラメータを特定するっていうのはすでに特定されていることなので、なぜそのフローチャートでそれをもう1回やるっていうこと、意味はないですよっていうことを言ってるだけです。
0:50:33	カナダよろしゅうございますか。何度もすみませんありがとうございます再度確認ですけれども、第五条の中の①の検討対象のパラメーター整理、
0:50:43	ていうのを削除することで、
0:50:47	今お話、お話ありました、括弧2ポツの(1)の評価の基本設計方針の中に、添付資料8に記載の解析条件を追加しても、
0:50:59	逆転現象といいますか、特に据わりが悪いことはなくなると。
0:51:03	というような理解でよろしかったでしょうか。はい。もう、もう少し言うと、丸さんもですね。
0:51:19	①と③。
0:51:21	④は微妙なので
0:51:23	残っててもいいかなって気がしますけど。
0:51:28	不確かさを考慮するかしないかっていうところについてはテンパチの方ですでに、
0:51:34	このパラメータについては、不確かさについてどう考えるかっていうところはある程度出てきているので、
0:51:47	関西電力の富樫でございます。ありがとうございます。なので、2ポツの(1)の公開基本方針、この辺パッチの解析条件を書きます。ずっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:59	流していくと、(2)の計算方法が、あと、bポツでパラメータ設定の中でフローが出てきますけど、その中では、もうすでに原発の記載のところでやっている。
0:52:10	この第5図の(1)の枠、それから(3)の不確かさの整理がもうすでにやっているんだからこの二つの括弧は削除することで整合がとれるようになる、そういった理解でよろしかったでしょうか。
0:52:24	規制庁都築です私の感想はそんなところです。
0:52:30	承知しました。ありがとうございます。それも踏まえて、構成等を検討させていただきたいと思います。
0:52:38	では続いてですね、同じ、同じところなんですけれども、
0:52:46	今言ったbポツのところに、テンパチで出したパラメータの条件設定、基本ケースの条件設定と不確かさ。
0:52:56	を考慮するときの条件設定のことは書いてあって、cポツに、計算条件ってまた出てきて、
0:53:04	そこまた違う内容のところバラバラ出てきているので、
0:53:12	これ何で1個で書かないんですかねっていうところはあるんですけども、
0:53:17	先ほど言った計算体系はあくまでも寸法の話ですって言ったので、計算条件の中にゆ、燃料有効長っていうのを別に書かなくても、計算体系のところに書いてあればいいのかなって気も。
0:53:28	するし、一方で、濃縮度の話っていうのは、そのテンパチの方のにも出てくるし、
0:53:38	bぽつでもそこは結局特定されるので、
0:53:42	わざわざCポツでまた濃縮度話する必要はないかなあとか。
0:53:48	下の方で、
0:53:52	何か水密度の話をまたされているので、今回やったその水密度の話っていうところと、何かごっちゃになって結局何、何を何の水密度条件するんだっけってよくわかんなくなっちゃう気がするんですよ。
0:54:07	その辺もちゃんと整理された方が、
0:54:13	こんなん、読む人にとって、混乱を与えないかなって気がする、そこを少し、
0:54:19	書き方を見直された方がいいんじゃないかなっていう感想はまだ追加であります。
0:54:32	関西電力の富樫でございます。今のお話も、テンパチに記載の解析条件との重複というようなご趣旨の感想かなと理解しまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:45	cポツの計算条件の中の、今ご指摘といいますか
0:54:52	ありましたところの学校の濃縮度のお話。
0:54:57	それから、括弧Bの有効長の話。
0:55:00	それから格好いいの密度の話の辺りはずでに出ているところなので、重複感があるので、整理というかしてみても、どうかという感想というふうに理解しましたけれども、
0:55:15	それでよろしかったでしょうか。
0:55:17	はい。規制庁都築ですはいそうそういう感想です。
0:55:25	ありがとうございます。そちらも含めて検討させていただければと思います。
0:55:30	はい。規制庁鈴木です。では続けてですねまたやっぱり同じところなんですけど、
0:55:36	今回
0:55:38	不確かさというのを、解析の中で考慮するっていう話を、
0:55:45	している一方で、0.98 という判定をする際には、不確定性を考慮して判定をするというところは、これは従前と変わらなくて、
0:56:00	その添付資料2の中で不確定性の話、まず計算コードの不確定性と、
0:56:08	製作公差等をこれ、燃料のラックへのおさまり等も含めますけど、その辺も含めて、
0:56:15	不確定性を評価するというふうに言っていて、
0:56:20	そこの二つが並んでいるので、し添付資料の中でですね。
0:56:27	あれ何でこっちで不確かさやってるのにまた不確定性やるんだっけとかですね。
0:56:32	なんかその辺のことを、ぱっと見理解できないんじゃないかなというふうに、
0:56:38	思いまして、
0:56:43	世間一般的な、
0:56:45	言葉遣いで言うと不確かさも不確定性も、何か同じこと言ってんじゃないかなというふうに、
0:56:51	思えるので、
0:56:53	そのを使いわけ。
0:56:56	どこの部分でどんな不確かさを見るよどこの部分でどんな不確定性を見るよっていう、
0:57:02	説明がもう少し何かあった方が、
0:57:06	いいのかなという気がするんですけども、これは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:13	感想ではなくてですねそこはしっかり定義と書き分けをしていただきたいんですが、
0:57:21	いかがでしょうか。
0:58:01	電力の平野でございますちょっとお待ちください。
0:58:08	規制庁鈴木です。わかりました発話する際声掛けしてください。
0:58:59	関西電力の平尾でございますよろしいでしょうか。
0:59:03	規制庁鈴木ですどうぞ。
0:59:05	今回させていただいております不確かさという表現と不確定性という言葉なんですけども、
0:59:14	不確定性というものに変わったすいません。
0:59:18	不確かさというものに関しましてはいわゆる感度解析等に、
0:59:22	こういった条件がずれたらどうなりますかねというようなところに使っているいわゆる感度解析ケースに対して使っているような言葉でございます、不確定性というものに対し、関しまして基本ケースに対しての進んでおります。
0:59:38	計算コードの誤差ですとか、等製造公差による誤差、
0:59:43	より
0:59:44	算出されます実効増倍率への影響というものに対して評価を使用させていただいているものでございますけども、ちょっと全体の資料全体としまして再確認させていただいた上で頭定義等も含めましてちょっと等、
1:00:01	記載の方盛り込ませていただきたいと思います。
1:00:06	規制庁鈴木です。そこはぜひしっかり、
1:00:09	書いていただきたくて、評価の基本方針のところとか、そういったところに、どういうふうにする、そういったものを考慮していくよとかっていう、
1:00:21	添ん具体的にそこん。
1:00:24	にしろと言ってるわけじゃないんですけど、どこかでちゃんと書いてあるべきかなというふうに思っていて、
1:00:34	技術的なこと言うと、最後の、
1:00:37	評価結果の、
1:00:41	ところ結局、
1:00:43	その不確かさ、
1:00:45	の部分が何も触れられてないんですよ。
1:00:49	なので多分そこをしっかりと説明しておかないと、あれ最後なんで不確かさ見なくていいんだっけ、不確定性しか見ていないでいいんだっけっていうふうになっちゃうと思うんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:00	今回の不確かさ。
1:01:02	については、
1:01:04	気相と液相分けて、木曽側に、
1:01:09	水を入れたときの条件設定をどうするかというところに関して不確かさをどう見るかっていう話をしているので、
1:01:19	最終的に甲斐実効増倍率の解析結果っていうのが、
1:01:24	冠水状態で最大になるというのがここが肝で、関心状態になったら実はその気相に入れた水による、
1:01:35	水分条件の不確かさはなくなるんですよ。だから、その場合は不確定性だけ見とけばいいんですっていう。
1:01:44	いうこと。
1:01:45	のを、
1:01:49	ことをもってこの評価結果のところの説明になっていると思うので、
1:01:55	そういうことが
1:01:57	わかるような書き方をする、して欲しいと。
1:02:01	いうところですよそこだけちょっと付け加えておきます。
1:02:07	よろしいでしょうか。
1:02:11	関西電力の菅でございます。ありがとうございます。ご趣旨理解させていただきましたので等、記載の方検討させていただきたいと思えます。
1:02:19	はい。木曽チーフ規制庁鈴木です。よろしくお願いします。
1:02:24	今日、確認したいと言った資料 3 でいう、
1:02:29	5 ばーんと、10 番 111023 について以上になりますけど、規制庁側から何か追加で、
1:02:39	大丈夫ですか。こちらから確認したいことは、以上になりますんで、関西電力の方から今日は、我々が聞いたところもしくはそれ以外のところで、何か言っておきたいところがありましたらお願いします。
1:03:05	関西電力の富樫でございます。本日いただきましたご意見、
1:03:11	確認、ご意見ご感想を確認させていただければと思います。1 点目がですね今回資料 2-1 の甲斐の位置ということで 13 ページに、
1:03:24	添付資料 8 に記載の解析条件というのを追加させていただきましたけれども、こちらを追加することによるほかの記載の、との重複ですとか整合、そういったところを改めて検討させていただく。
1:03:38	というのが 1 点。
1:03:40	それと、同じところですけども、その計算条件のところ、
1:03:47	評価結果のところも含めて、不確かさ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:51	あ、失礼しました深く不確かさをどう訂正という二つの言葉の定義を明確にした上で、全体トーン堤防を確認するに、
1:04:04	いうところのが2点目というところで
1:04:09	理解しておりますけども、その認識でよろしかったでしょうか。
1:04:14	原子力規制庁スズキです
1:04:17	69条1項の、
1:04:21	臨界防止のところの
1:04:25	話っているのは、資料を直していただくというところでよろしいですよ。
1:04:33	関西電力の寺尾でございます。はい。69条の個別具体的な個別設備の部分の記載に関しまして資料の方、修正させていただきます。
1:04:42	はい。
1:04:43	現状規制庁原子炉規制庁鈴木です。はい。今日のところで
1:04:51	追加で検討していただく部分は、以上だと思います。
1:04:58	今後の予定ですけれども、
1:05:06	来週、残りの、
1:05:10	資料3のナンバーの6から9のところやりますけれども、
1:05:18	その辺含めて次の審査会合というのを、時期を見定めておく必要があります。まして前回、
1:05:27	自薦会とか初回やったのが2月の
1:05:34	16
1:05:36	くーだったかな。
1:05:37	数、そこからある程度経ちますので、5月には、
1:05:44	審査会合をやって、前回の審査会合での指摘の回答を含めて、
1:05:51	やっていきたいと思っていますんで、その回答の案というような資料が作られていると思いますけれども、
1:06:02	ちょっと資料2-1、
1:06:04	今日の2-1それから、
1:06:07	来週やる2-2の詳細な話のところをしっかりと
1:06:13	お互いの認識をとってから、会合で、どの資料でどう説明していくかっていうところは作っていただいた方が、
1:06:23	2度手間にならなくていいのかなというふうにはちょっと思っています。
1:06:27	一方で全体のスケジュールで今、関西電力の認可希望と言っているところを目指そうとすると、
1:06:36	次回5月ぐらいにはとりあえず審査会合やってそこで終わらないとなかなか難しいのかなというふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:45	思っています、そこにしっかり、
1:06:50	ヒアリングの中で、事実確認はしていった上で、審査会合という、
1:06:56	ところを、
1:06:58	ねらって審査会合もう少し、あと最後の最後の図面ところでやるのかそれとも1回審査会5月ぐらいには、
1:07:07	やってしまうかっていうどちらかの案があると思っているんですけども、
1:07:12	関西電力としてその辺は
1:07:16	どの5月ぐらいで、どのぐらいまでやれ、
1:07:19	しっかりできそうかみたいなのところっていうのは、
1:07:23	現状の時点で何か
1:07:26	考えはありますか。
1:07:34	関西電力の平野でございます。5月までひと月程度時間があるということですのでそれまでにヒアリングの方向何とかさせていただきまして、審査会合ではきっちり回答できるように準備させていただきたいと考えております。
1:07:50	原子炉規制庁都築です。わかりました。とりあえず、来週やって、
1:07:58	今日、今日の時点でもまだ少し直すというところがありますので、
1:08:03	その辺含めてまた、ゴールデンウィーク前に、
1:08:08	1回2回、ヒアリングをやって、そこでもうそこで審査会合向けの資料等どれで説明するかというところはしっかり固めるとで、
1:08:21	審査会合その5月中にやるというところで、現状
1:08:27	中旬、下旬、
1:08:29	あんまり月末じゃないほうが良いと思ってるんですけども、
1:08:35	そのあとちょっとゴールデンウィークがあるので、ポーリング明けてからも、我々庁内のほうで説明に回るみたいな。
1:08:43	感じになるとゴールデンウィーク前には、保護、
1:08:47	審査会合でやるネタは固まってないと難しいかなあというふうに思っ。
1:08:52	いますのでそこに向けてやっていただくということでよろしいですかね。
1:08:59	はい。その通り。関西電力の平尾でございますけどそのスケジュール感での、我々とも認識しております、一応今回の申請資料ではないんですけども事前に進ませていただきまして資料1、
1:09:14	ですね資料1の冒頭の部分で、前回の審査会合のコメント内容について回答させていただいているという我々の認識ですのでまた特徴の方もご確認いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:28	原子炉規制庁鈴木です。はい資料 1 の方が出てきているところは認識してはるんですけども、先ほど言いましたように資料 2-1 と 2-2 の方がある程度固まらないと、
1:09:39	資料 11 を見ても、2 度手間になるかなあと考えていたので、あえて資料 1 は、現時点では、見るまでもないのかなというふうに思ってたんですけども資料 1 の方も、
1:09:56	ヒアリングの方で見ていきたいということであれば今後のヒアリングの方で、改めて見ていきたい、いくことにしたいと思います。
1:10:04	スケジュール感としてはそんな感じですけど他に何か関西電力の方から確認しておきたいことがありますでしょうか。
1:10:15	布施電力の平野でございます。こちらからはこれ以上特にございません。
1:10:21	現状規制庁作るスズキですわかりました東京支社の方もよろしいですか。
1:10:29	はい。すいません。
1:10:33	減少規制庁スズキちょっと聞こえなかったのもう一度お願いします。
1:10:37	東京支社の方も特にございません。
1:10:41	原子力規制庁スズキつわかりました。では本日のヒアリングはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:10:48	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。